

## 平成28年度 教育委員会 第23回定例会 議案

1 日 時 平成29年3月6日(月) 午後1時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第48号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 …… 1

<非>第49号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命 …… 非

<非>第50号議案 平成28年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 …… 非

<非>第51号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

<非>第52号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

<非>第53号議案 教職員の懲戒処分 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 48 号議案

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

## <第 48 号議案 概要>

### 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

- (1) 特別支援学校に就学している児童生徒の実態を踏まえ、富士山に関する取組の充実を図るため、学校の休業日としている「富士山の日」について、登校日とするよう所要の改正を行う。
- (2) 静岡県立西部特別支援学校の移転に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 改正の内容

- (1) 第 10 条に規定する特別支援学校の休業日について、「富士山の日」を除く改正を行う。
- (2) 別表第 1 に規定する静岡県立西部特別支援学校の位置について、改正を行う。

学校名 静岡県立西部特別支援学校

位 置 浜松市北区根洗町 597-1

#### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号から第3号までの場合において、施行規則第61条ただし書きの規定により教育委員会が別に認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 静岡県富士山の日条例（平成21年静岡県条例第72号）に規定する富士山の日</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 前項第10号の規定により休業日を設けようとするときは、校長はその期間及び利用を記し、教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号から第3号までの場合において、施行規則第61条ただし書きの規定により教育委員会が別に認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 前項第9号の規定により休業日を設けようとするときは、校長はその期間及び利用を記し、教育委員会に届け出なければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1中「浜松市北区根洗町130」を「浜松市北区根洗町597-1」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第23回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム	1
2	監査結果に関する報告	11
配付 報告	指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の指定都市への委譲に伴う関係教育委員会規則の改正	14
	「親子で話そう！！我が家のケータイ・スマホルール」カレンダー	22
3	<非>平成 28 年度末公立学校校長教頭等登用選考結果	非
配付 報告	<非>平成 28 年度条件附採用職員（1 年）審査会の結果	非

(件名)

## 静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム

(義務教育課)

## 1. 基本方針

- 静岡大学教職大学院、常葉大学教職大学院と静岡県教育委員会との連携により、それぞれ初任者研修協働実施プログラム（以下「協働プログラム」という。）を編成・開講する。
- その際、専門職学位課程として開講されている既存の授業科目とのダブルカウントを可とし、大学院生が協働プログラムを受講するかは任意とする。ただし、修了者に対しては学位記と別に修了証を交付し、後述する初任者研修の免除は、協働プログラム全体を受講した者に限ることとする。
- 協働プログラムは、①教職大学院と静岡県総合教育センター（以下「センター」という。）が共同で実施するもの（共同実施科目）、②各教職大学院が開講する授業科目のうち、内容がセンターの実施する初任者研修に相当するもの（相当科目）、③両教職大学院が実施する実習のうち、初任者研修として実施される校内研修に相当するもの（相当実習）、の3者で構成することとする。
- 協働プログラム修了者が新規教員として採用された場合、所属長（校長）の判断により、①共同実施科目に該当する研修の全部を、②相当科目に該当する研修の一部又は全部を、③校内研修の一部（最大90時間）を、それぞれ免除することができるものとする。
- 協働プログラムは平成29年度教職大学院入学生を対象として開講し、修了者への初任者研修の免除措置は、平成31年度から開始することとする。

## 2. 協働プログラムの概要

協働プログラム	時間数	対応する研修内容 (研修実施主体)	具体的な方法
①共同実施科目	11 時間	(校外研修@センター) 第3回 基礎的素養、学級 経営、授業基礎 等 ☆3日間のうち1～2日目	共同で実施(総合教育センターで実施する研修に教職大学院の大学院生が参加)する。
②相当科目	22 時間	(校外研修@センター) 第6回 生徒指導 第7回 道徳 第8回 特別活動	総合教育センターで実施する研修の内容に相当するカリキュラムを両教職大学院で編成する。
③相当実習	約 90 時間	(校内研修@各学校) 授業研究、課題研究等	両教職大学院が行う実習について、県教育委員会が定める基準に基づき、校内研修相当として初任者の所属校の校長が承認する。

※総合教育センターにおける校外研修は1日当り5、5時間で換算。

## 中央教育審議会答申における関係記述抜粋

### ◆ 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）（平成18年7月11日）

#### 2. 「教職大学院」制度の創設—教職課程改善のモデルとしての教員養成教育—

##### （4）その他（設置基準以外の関連事項等について）

##### 5. 初任者研修等との関係

- 公立学校の教員の初任者研修との関係については、教職大学院は共通的に開設すべき科目領域を設定するとともに、修了要件のうち一定の単位（例えば10単位＝300～450時間の実習時間に相当）以上は学校における実習によることとする旨を専門職大学院設置基準等で規定するなど、全体として学校教育に関する理論と実践の融合を強く意識した教育課程とされており、これにより、実践的指導力や使命感等の育成が期待されることを踏まえれば、修了者については、任命権者の判断により初任者研修の一部又は全部を免除することができることとするのが適当である。

### ◆ 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）（平成24年8月28日）

#### Ⅲ. 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

##### 2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

##### （初任者研修の改善）

- 教職大学院等との連携・融合により、初任者研修の高度化を図るとともに、長期的な新人教員支援システムを構築する。

##### （2）修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

##### ①教職大学院の拡充

- 教職大学院修了者について、初任者研修の一部又は全部免除、教員採用選考における選考内容の一部免除、採用枠の新設等の取組を進め、教職大学院で学んだことを適切に評価するとともに、教職大学院への進学を促進するため、教員採用選考合格者の名簿登載期間延長等の取組を進め、教職大学院で学びやすい環境を整備する。
- 教育委員会においては、現職教員の教職大学院への派遣について、研修等定数の有効活用や所属校への支援体制の充実などにより、将来の教育界を担うリーダーを積極的に派遣することが望まれる。
- このほか、教職大学院出身の初任者を実習した学校に配置するなど、教育委員会においては、教職大学院修了者に対するインセンティブの付与等について積極的に検討し、教職大学院制度の発展・拡充に協力していくことが望まれる。

(4) 初任者研修の改善（採用直後の「一般免許状(仮称)」取得を想定した取組の推進）

- 修士レベルの教員養成カリキュラムを視野に、教職大学院等と連携・融合した初任者研修の在り方について、教育委員会と大学との連携・協働の取組を進め、初任段階の研修の高度化を図る。 その際、地域によっては初任者が配属される学校が毎年異なるため、学校に初任者研修のノウハウが蓄積されず高度化が進みにくいなどの指摘がある。そのため、初任者研修の高度化の中核となる学校を教育委員会が指定し、初任者研修を重点的に行うことにより研修のノウハウの蓄積や体制の整備などを進めていくことも考えられる。

◆これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成27年12月21日）

4. 改革の具体的な方向性

(1) 教員研修に関する改革の具体的な方向性

初任者研修の実施に当たっては、校内研修、校外研修のいずれにおいても、新たな教育課題への対応や第三者的な視点からの客観性の高い指導や助言を得るため、教職大学院も含め大学と連携し、大学の知見や人材を活用しながら実施することも検討すべきである。

(7) 教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性

① 拡充期を迎えた教職大学院の在り方

教職大学院の設置拡充に伴い、新任教員の採用に当たり、大学院修了者向けの採用試験の実施、名簿登載期間の延長や初任者研修の免除などによりインセンティブを付与することや、現職教員については、教職大学院における履修の促進方策の検討に加え、教職大学院の学びを教職生活全体のキャリアの中に明確に位置付けることも重要である。



# 『静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム』の概要

## 背景・中教審答申

- 教職大学院修了者については、任命権者の判断により初任者研修の一部又は、全部を免除することができることとすることが適当である。  
 「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)H18.7.11」
- 教職大学院修了者について、初任者研修の一部又は全部免除…(後略)。(前略)…教職大学院等と連携・融合した初任者研修の在り方について、教育委員会と大学との連携・協働の取組を進め、初任段階の研修の高度化を図る。…(後略)  
 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)H24.8.28」
- 初任者研修の実施に当たっては、…(中略)…教職大学院も含め大学と連携し、大学の知見や人材を活用しながら実施することも検討  
 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて(答申)H27.12.21」

## 初任者研修の改善 → 「静岡県公立小中学校教員初任者研修協働実施プログラム」編成・開講

静岡大学教職大学院、常葉大学教職大学院と静岡県教育委員会が連携し、より実践的指導力を備えた人材の養成を目指した初任者研修協働実施プログラム(協働プログラム)を編成し、平成29年度教職大学院入学生を対象として開講する。本プログラム(下記①②③)を全て受講・修了した者が本県公立小中学校教員として採用された場合、初任者研修の一部を免除することができる。

### 養成

平成29年度入学  
(参考: H28入学実績(スト・マス) 静岡大・常葉大教職大学院 静岡大7人・常葉大13人)

協働プログラム  
(023名 全て受講・修了)

採用  
優秀な初任者の確保 採用試験合格

研修  
平成31年度採用 公立小・中学校 過去の採用実績 例年 5名程度

教員の資質向上  
初任者研修の一部免除 (校内・校外研修)

### H29・H30「初任者研修協働プログラム」受講・修了

#### 初任者研修協働プログラム概要

- ①共同実施科目  
 総合教育センターで実施する初任者研修へ参加  
 (第3回校外研修:基礎的素養、学級経営、授業基礎等(6月))
- ②相当科目  
 総合教育センターで実施する初任者研修内容に相当するカリキュラムを両大学で編成  
 (第6回:生徒指導(8月)、第7回:道徳(9月)、第8回:特別活動(10月))
- ③相当実習  
 両大学で行う実習を初任者研修校内研修相当として承認する。  
 (授業研究、課題研究等)

※月はH28実績

所属長の判断\*により、以下①～③について免除することができる。

- ① 共同実施科目に該当する校外研修
- ② 相当科目に該当する校外研修の一部又は全部
- ③ 校内研修の一部(30時間～90時間程度免除可)  
 相当実習内容等を考慮し、校内研修項目、指導時間数を削減又は軽減する。

\* 協働プログラムの評価、初任者の実態、希望等を鑑み、免除内容、免除規模を判断し、研修計画を策定する。中途での計画変更も可。

平成 29 年度 初任者研修 (小・中) センター主催 校外研修年間計画 (案)

- 目的 教育に対する理解を深め、教育公務員としての自覚を高めるとともに、自己の特性や課題を把握し、実践的指導力の向上を図る。
- 目標
- ・教育公務員としての自覚や使命感を高める。
  - ・学習指導、生徒指導、学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得する。
  - ・教育実践上の自己課題を把握し、常に研究と修養に努めようとする意欲を高める。

	目標	期日・会場(静岡教育事務所)	期日・会場(静東教育事務所)	研修内容	事前課題・提出物等
第1回 辞令伝達 基礎的素養		4月3日(月) (静岡県総合教育センター)	4月3日(月) (沼津市立開北小学校)	辞令伝達 教育事務所長講話	
第2回 基礎的素養 学級経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育公務員としての自覚や使命感を高める。</li> <li>○実践上の課題や悩みを出し合い、解決のための方策を探る話し合いを通して、今後の教育実践への意欲を高める。</li> <li>○学級経営の基本を理解し、積極的にによりよい経営に努めようとする実践意欲の向上を図る。</li> </ul>	小・中学校 5月11日(木) (静岡県総合教育センター)	小・中学校 5月18日(木) (三島市民文化会館)	講話 義務教育課長 講義「教員の勤務・服務」 グループワーク 「1か月を振り返って」 講義「学級経営」	
第3回 基礎的素養 学級経営 授業基礎 教科 (宿泊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育公務員としての自覚や使命感を高める。</li> <li>○学習指導、学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能を確認する。</li> <li>○教育実践上の自己課題を把握し、常に研究と修養に努めようとする意欲を高める。</li> </ul>	中学校 6月7日(水) 8日(木) 9日(金)  小学校 6月14日(水) 15日(木) 16日(金)  (静岡県総合教育センター)	中学校 6月7日(水) 8日(木) 9日(金)  小学校 6月21日(水) 22日(木) 23日(金)  (静岡県総合教育センター)	<p>【1日目】</p> <p>講義「生涯学習社会と学校教育」 講義「特別支援教育」 演習「社会人としてのソーシャルスキル」 小…講義「外国語活動」 中…講義「部活動」 講義「メンタルヘルス」</p> <p>【2日目】</p> <p>講義「教育の情報化」 ～教科指導におけるICT活用～ 講義「総合的な学習の時間」 講義・演習「人権教育」 演習「学級経営」 協議「学校行事の組織運営」</p> <p>【3日目】</p> <p>講義「授業づくりの基本」 講義「国語教育の現状と充実に向けて」 講義・演習「各教科における授業づくりの基本」</p>	講義や演習で子ども理解及び授業における教師の働き掛け等について扱うため、指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ・Ⅳ」を読んでおく。
第4回 自然体験活動 基礎的素養 (宿泊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団活動、校外活動等の指導の基本的事項や安全管理について、体験活動を通して理解を深め、実践的指導力の向上を図る。</li> <li>○教育資源の活用方法や探究活動を深める体験活動の在り方について、自然体験活動を通して理解を深める。</li> <li>○集団宿泊体験における仲間との交流を通して、組織の一員としての役割を果たし、協働意識を高めることができる。</li> </ul>	静岡(小・中) 静東(小・中) 合同開催  7月26日(水) 27日(木) 28日(金)  (県立富士山麓山の村)		<p>【1日目】</p> <p>協議：係活動の役割 実習：集団活動の基礎 実習：炊飯実習 実習：キャンドルファイア実習①</p> <p>【2日目】</p> <p>演習：チームビルディング 実習：オリエンテーリング 協議：4か月を振り返って 実習：炊飯実習 実習：キャンドルファイア実習②</p> <p>【3日目】</p> <p>実習：環境教育 協議：研修の振り返り</p>	

平成29年度 初任者研修 (小・中) センター主催 校外研修年間計画 (案)

第5回 教科 基礎的素養	○教科指導に関する基礎的・基本的な知識・技能を確認する。	小・中学校 8月8日(火) (静岡県総合教育センター) ※担当教科が技術・家庭科の初任者は、8月9日に静東管内の初任者と合同で実施	小・中学校 8月9日(水) (静岡県総合教育センター)	講義「教員に求められる倫理」 講義「授業づくりに込められた本県の理念」 (各教育事務所) 教科別研修	第9回(11月)に向けて行う研究授業の単元・題材を考え、「平成29年度初任者研修資料」の学習指導案例を参考に、1～7までの案案をまとめる。 第5回で検討した授業については各校で授業実践を行い、第9回の教科別研修で実践報告を行う。
第6回 生徒指導 基礎的素養	○子どもの成長を促す生徒指導に積極的に取り組もうとする意欲を高める。 ○子どもや保護者への接し方に関する、基礎的な知識・技能を習得する。 ○生徒指導と教育相談に関する基本的な考え方や関係機関との連携の在り方について理解する。	小・中学校 8月15日(火) 16日(水) (静岡県総合教育センター)	小・中学校 8月17日(木) 18日(金) (三島市民文化会館) (三島商工会議所)	【1日目】 講義「教育相談とは」 演習「子ども・保護者との基本的な接し方」 【2日目】 講義「生徒指導とは」 講義「関係機関との連携の在り方」 協議「生徒指導の現状と課題」	
第7回 道徳	○小・中学校における道徳教育の役割や基本的な事項について理解を深める。	9月7日(木) 小学校 (焼津市立焼津西小学校) 中学校 (焼津市立豊田中学校)	9月14日(木) 小学校 (熱海市立第一小学校) 中学校 (熱海市立熱海中学校)	講義「子どもの心に響く道徳の時間」 先輩教員による授業の参観 分散会	事前に実践した授業について授業実践記録(形式は下記参照)を作成し、持参する。学級担任でない初任者も指導教員の指導のもとに授業実践を行う。その際、作成した指導案(A4判表裏1枚程度)も併せて持参する。
第8回 特別活動	○小・中学校における特別活動の在り方や基本的な内容について理解を深める。	10月12日(木) 小学校 (袋井市立袋井西小学校) 中学校 (袋井市立袋井中学校)	10月19日(木) 小学校 (富士宮市立貴船小学校) 中学校 (富士宮市立富士宮第三中学校)	講義「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動」 先輩教員による授業の参観 分散会	事前に実践した授業について授業実践記録(形式は下記参照)を作成し、持参する。学級担任でない初任者も指導教員の指導のもとに授業実践を行う。その際、作成した指導案(A4判表裏1枚程度)も併せて持参する。 内容は、学級活動とし、話し合い活動を扱ったものとする。
第9回 教科	○教科指導について理解を深め、今後の授業改善につなげる。	11月9日(木) 授業者(初任者) 国語 社会 算数・数学 理科 外国語 音楽 図工・美術 体育・保健体育 技術・家庭 生活 ▲各教科の授業者及び会場校は、9月上旬に決定	11月16日(木) 授業者(初任者) 国語 社会 算数・数学 理科 外国語 音楽 図工・美術 体育・保健体育 技術・家庭 生活 ▲各教科の授業者及び会場校は、9月上旬に決定	初任者の研究授業(教科別) 分散会	事前に実践した授業について授業実践記録(形式は下記参照)を作成し、持参する。その際、作成した指導案も併せて持参する。
第10回 基礎的素養 まとめ	○1年間の実践を振り返り、自己の成果と課題を明らかにするとともに、今後の教育実践への意欲を高める。	1月25日(木) (静岡県総合教育センター)	2月1日(木) (三島市民文化会館)	教育事務所長講話 協議「課題研究実践報告会」 協議「研修のまとめ・今後の教育実践」 閉講式	1年間で取り組んだ課題研究について報告書(形式は下記参照)を作成し持参する。 静東教育事務所管轄の初任者は、3月提出予定の報告書のコピーでも良い。

<授業実践記録・報告書の形式>

第7回(道徳)・第8回(特別活動)・第9回(教科別研修)の授業実践記録の形式

平成29年度 ○○の授業を振り返って  
研修員番号 学校名 氏名

- 単元・題材・主題・活動名・議題名
- 指導を受けた事柄  
(1) 事前
- 事後
- 成果と課題

第10回課題研究実践報告書の形式

平成29年度 初任者研修 課題研究実践報告書  
研修員番号 学校名 氏名

- 研究テーマ
- テーマ設定の理由
- 研究内容
- まとめ(成果と次年度への課題)

\*授業実践記録・課題研究実践報告書ともに縦A4判表1枚とする。

初任研協働実施プログラム「相当科目」対応表

静岡大学教職大学院

センター研修	研修の目標、育成する資質能力	授業科目名	授業内容	備考
第6回：11時間 ・生徒指導 ・基礎的素養 (平成28年度) ・8月中旬 ・センターにて開催	○生徒指導の意義を理解し、子どもや保護者に接する際の基本的な態度を習得する。 ○子どもや保護者への接し方に関する、基礎的な知識、技術を習得する。 ○教育公務員としての行為の重みを認識し、教員としての倫理観をより確かなものにする。	教職キャリア基礎 i	○「生徒指導」とは(1.5時間) ○生徒指導の事例を基にした検討(総合教育センター)(1.5時間) ○「生徒指導の現状と課題」(1.5時間) ○「教育相談」とは(1.5時間) ○教育相談の事例を基にした検討(総合教育センター)(1.5時間) ○「教育相談の現状と課題」(1.5時間) ○生徒指導・教育相談に関する協議(1.5時間) ○教育公務員としての基礎的素養(0.75時間) 計 11.25時間	
第7回：5.5時間 ・道徳 (平成28年度) ・9月上～中旬 ・会場にて開催	○小・中学校における道徳教育の役割や基本的な事項について理解を深める。	教職キャリア基礎 i	○「道徳教育」とは(1.5時間) ○道徳教育の事例を基にした検討(総合教育センター)(1.5時間) ○「道徳教育の現状と課題」(1.5時間) ○道徳教育に関する協議(0.75時間) 計 5.25時間	
第8回：5.5時間 ・特別活動 (平成28年度) ・10月中旬 ・会場にて開催	○小・中学校における特別活動の在り方や基本的な内容について理解を深める。	教職キャリア基礎 i	○「特別活動」とは(1.5時間) ○特別活動の事例を基にした検討(総合教育センター)(1.5時間) ○「特別活動の現状と課題」(1.5時間) ○特別活動に関する協議(0.75時間) ○全体のまとめ(0.75時間) 計 6時間	

初任研協実施プログラム「相当科目」対応表

常葉大学教職大学院

センター研修	研修の目標、育成する資質能力	授業科目名	授業内容	備考
第6回：11時間 ・生徒指導 ・基礎的素養 (平成28年度) ・8月中旬 ・センターにて開催	○生徒指導の意義を理解し、子どもや保護者に接する際の基本的な態度を習得する。 ○子どもや保護者への接し方に関する、基礎的な知識、技術を習得する。 ○教育公務員としての行為の重みを認識し、教員としての倫理観をより確かなものにする。	生徒指導・教育相談論	第1回 学級づくり・人間関係作りに有効なコミュニケーションスキル①傾聴、質問のスキル 第2回 学級づくり・人間関係作りに有効なコミュニケーションスキル②承認、勇気づけのスキル 第3回 教育相談体制の構築と教育相談の進め方 第4回 SNSを使った「いじめ」の実態と考察 第5回 SNSを使った「いじめ」解決に向けた学級活動等について 第6回 進路指導に活かすコーチング (GROW モデル) 第7回 不登校に係る課題、対応について 第8回 保護者との信頼関係の構築及びクレーム対応について	
第7回：5.5時間 ・道徳 (平成28年度) ・9月上～中旬 ・会場校にて開催	○小・中学校における道徳教育の役割や基本的な事項について理解を深める。	実践的教材開発研究VI (道徳)	第4回 特別の教科「道徳」の意義と課題 第5回 次世代の学校におけるアクティブな心の教育 第6回 子どもの道徳性の発達と学校教育 第7回 道徳的実践力を支える授業設計	
第8回：5.5時間 ・特別活動 (平成28年度) ・10月中旬 ・会場校にて開催	○小・中学校における特別活動の在り方や基本的な内容について理解を深める。	学校経営・学級経営論	第5回 学校経営における特別活動の役割 第6回 特別活動の4つの内容を学級経営に生かす事例 第7回 教科等の学習を特別活動に生かす指導 第8回 特別活動における児童生徒の評価	

「相当実習」に係る校内研修免除対象項目等について（案）

1 校内研修直接指導時間（時間＝コマ 1コマ＝小学校 45分・中学校 50分）

Total 180時間以上190時間以内（研修時間+勤務・服務、相談の時間）

2 校内研修免除の類型と免除時数

下表のうち、○印の研修領域を中心に、研修時間を短縮することを可能とする。ただし、0時間（コマ）とすることは不可とする。（免除時数は程度と解する）

研修領域	標準（免除なし）	1種（90時間免除）	2種（60時間免除）	3種（30時間免除）
基礎的素養		○	○	○
学級経営		○	○	
教科指導		○	○	○
道徳		○		
特別活動		○	○	○
その他※		○		
勤務・服務、生活相談				
研修時数	180時間以上 (190時間以内)	90時間	120時間	150時間

※ その他：業務遂行上必要と認める事項（「総合的な学習の時間」、「外国語活動」）

3 研修領域及び研修項目

下表の◎印以外の研修項目から、免除項目、軽減時数決定し、総免除時数を算出する。

◎ ……必須実施項目（初任者研修対象者が初年度に必ず実施するもの）

○ ……軽減可能項目（教職大学院修了者対象。指導時間を軽減することが可能なもの。0時間とすることはできない。）

空欄……免除又は軽減可能項目（教職大学院修了者対象）

<研修領域及び研修項目一覧表>

研修領域	◎ ○	校内研修における研修項目（例）及び指導時間（例） ◎……必須 ○……軽減可能 空欄……免除又は軽減可 ( )……参考時数（初任者研修指導資料 P19, 20 参考）	相当実習		校外研修における研修項目	（注） 1等 限 教 委	地 教 委
			静 岡 大	常 葉 大			
基礎的素養	○	1 教員としての職務と心構え（1）		○	・本県教育に期待すること ・教育公務員としての自覚と使命感 ・サービスの宣誓等 ・初任者研修計画及び地域の様子 ・教育専門職としての心構え ・本県学校教育の重点 ・研修の意義 ・教育公務員の身分と服務 ・教育公務員に求められる倫理 ・児童生徒の懲戒 ・生涯学習社会と学校教育 ・教育評価 ・ソーシャルスキル ・メンタルヘルス ・人権教育 ・特別支援教育 ・教育の情報化 ・関係機関との連携 ・社会奉仕体験活動 ※ ・集団宿泊体験 ※ ・集団活動の基礎 ※ ・自然体験活動 ※ ・実践発表と次年度への課題	○	○
	◎	2 学区・学校及び児童・生徒の実態把握（1）		○		○	
	○	3 所属校の教育課題と教育課程（1）	○	○		○	○
		4 学校における分掌事務とその処理（0.5）		○		○	○
		5 学習指導要領と教育課程（1）		○		○	○
		6 人権教育の理解（1）		○		○	○
		7 防災教育と避難訓練（1）		○		○	○
		8 学校事故とその対応（1）	○	○		○	○
		9 健康安全教育（0.5）		○		○	○
		10 学校保健・性教育（0.5）		○		○	○
		11 学校図書館教育（1）		○		○	○
		12 特別支援教育の理解（1～2）	○	○		○	○
		13 学習の評価及び通知表の作成（1～2）					○
		14 PTAの組織と運営（0.5）					○
		15 長期休業中の教員の勤務と研修（0.5～1）					○
		◎ 16 教育課程の評価（1）		○			○
		◎ 17 指導要録等学年末の事務処理方法（2～3）					○
		◎ 18 課題研究（5回）（15～20）		○			○
		◎ 19 課題研究及び研修全体のまとめと次年度への準備（2～3）					○
		Total 22～42 必須 22～29					○
			20 学級組織の決定とグループ編成及び係活動（0.5）			○	・学級経営の基本等
		21 学級経営の意義と具体的な経（0.5）	○	○			

	22	学級経営案の作成 (1)		○			
	23	保護者との接し方と家庭訪問 (1~3)		○			
	24	学年・学級だよりのあり方 (1)	○	○			
	◎	25 学級経営の反省と2、3学期への展望 (2~3)		○			
	◎	26 学級経営の評価と次年度への課題 (1~2)					
		Total 7~11 必須 3~5					
教科指導		27 指導教員等による示範・模範授業の参観と授業研究の仕方 (1)		○	・学習指導法の原理	○	○
		28 補助簿・テストの作成と評価 (1~2)			・学習指導案の作成	○	○
		29 授業と教科書及び副教材等の取扱い方 (1~2)		○	・学習指導法の基本等	○	○
		30 年間指導計画の必要性和その作成 (0.5~1)			・子ども理解と教材研究	○	○
		31 学習指導案の意味とその作成 (0.5~1)			・観点別評価等の学習評価	○	○
	○	32 授業研究 (教科) (20~40)	○	○	・初任者の研究授業	○	○
		33 授業の進め方と発問・指名・板書等の工夫 (1~2)	○	○	・確かな学力の育成	○	○
		34 個に応じた指導方法の工夫 (2回) (2~4)		○	・学習指導要領の意義と役割	○	○
		35 実験・実技・作業等を伴う授業 (1)		○			
		36 教育機器の活用 (1)		○			
	○	37 示範・模範授業 (10~20)		○			
	○	38 参観授業 (10~20)	○	○			
		39 教科指導の評価と次年度への課題 (1)					
		Total 50~96					
道徳		40 道徳教育と全体計画 (1~2)		○	・道徳教育の基本	○	
	○	41 先輩教員による道徳の示範・模範授業参観と授業研究 (2~3)		○	・先輩教員による授業の参観	○	
	○	42 参観授業と授業研究 (2)		○	・道徳の時間の指導法と資料の活用	○	
		Total 5~7					
特別活動		43 特別活動と全体計画 (1)	○		・特別活動の基本	○	
	○	44 先輩教員による学級活動の示範・模範授業と授業研究 (3~4) (学級活動)	○		・先輩教員による授業の参観	○	
		45 クラブ (部活動) 指導 (1)			・特別活動の指導法	○	
	○	46 参観授業と授業研究 (学級活動) (3~4)		○			
		47 集団活動の指導 (1) (集団行動の基礎、野外活動の指導)					
		48 児童会・生徒会の組織と運営 (1)					
	49 進路指導と進路相談 (1)						
		Total 11~13					
生徒指導	○	50 児童生徒理解と教育相談及び諸検査・調査の活用 (1~2)	○	○	・生徒指導の基本	○	
		51 長期休業中の生徒指導 (0.5~1)			・児童生徒理解の基本	○	
	○	52 不登校児童生徒等への対応の仕方 (1~2)	○	○	・部活動	○	
		53 校外での児童・生徒指導の実際と問題行動への対処の仕方 (1)	○	○			
		Total 3.5~6					
学習の時間		54 総合的な学習の時間の趣旨・ねらい (1)	○		・総合的な学習の時間の基本	○	
		55 総合的な学習の時間の全体計画の作成 (1)		○			
		56 総合的な学習の時間の学習活動の展開 (0.5)					
		57 総合的な学習の時間の評価の方法と活用 (0.5)		○			
	○	58 先輩教員による示範・模範授業参観と授業研究 (2)					
	○	59 参観授業と授業研究 (2)		○			
		Total 7					
外国語活動		60 外国語活動の趣旨・ねらい (1)			・外国語活動の基本	○	(小)
		61 外国語活動の指導計画の作成 (0.5)					
		62 外国語活動の学習活動の展開 (1)					
		63 外国語活動の評価の方法 (0.5)					
	○	64 先輩教員による示範・模範授業参観と授業研究 (1~2)					
	○	65 参観授業と授業研究 (2)	○	○			
		Total 6~7					
◎		勤務・服務、生活相談 (1~23)					
		Total 1~23					

※は、校外研修の中で、できるだけ体験的な研修を含む扱いとすること。

(件 名)

## 監査結果に関する報告

(財務課)

## 1 平成 28 年度第 4 回の監査結果

## (1) 指摘等事項の概要

平成 29 年 3 月 2 日に、今年度、第 4 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 28 年 11 月 2 日から平成 29 年 1 月 27 日までに実施した県立学校等の監査についての報告で、教育委員会については、50 所属のうち 2 件の指摘、10 件の注意が付された。

## &lt; 指摘 2 件 &gt;

監査箇所	指 摘 等 事 項	
富士宮北 高等学校	件 名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
	内 容	富士宮北高等学校の教諭は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、交差点で一時停止していた前方車両に追突する人身事故を起こした。
浜名特別 支援学校	件 名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
	内 容	浜名特別支援学校の臨時講師は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、タクシーに追突するなど、人身及び物損事故を起こした。



< 注意 10 件 >

監査箇所	指 摘 等 事 項	
富士宮東 高等学校	件 名	PCB使用照明器具の判明
	内 容	県内の公立学校では全ての学校から撤去したものとされていたPCB使用安定器を使用している照明器具が、52台あることが判明した。
機関名 非公表	件 名	生徒への不適切な指導
	内 容	男性教諭は、平成28年5月から6月にかけて、2年女子生徒2人に不適切な発言を行った。
伊豆中央 高等学校	件 名	非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数の誤り
	内 容	平成26年度から継続任用している非常勤嘱託員の年次有給休暇付与日数に誤りがあった。
掛川工業 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。
浜松東 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。
浜北西 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成25年度から27年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。
浜松湖北 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。
富士特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。
藤枝特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。
浜北特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成27年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。

(2) 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成29年6月2日までに監査委員へ報告する。

2 平成 28 年度第 3 回の監査結果における指摘（2 件）に対する措置状況

件 名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
対象機関	吉原工業高等学校
内 容	吉原工業高等学校の実習助手は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、カーブミラー等を損傷する物損事故を起こした。
措置状況 (概 要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議や研修会等における注意喚起（不祥事根絶のワークシートやチェック表の実施等）</li> <li>・交通事故・交通安全に関する情報を全職員に提供</li> <li>・飲酒運転撲滅のため、飲酒の場には車で行かないことや、車の場合は互いに声を掛け合い、周囲も協力して防ぐことを徹底</li> <li>・外部講師による交通講話や生徒への交通指導等を継続して行い、職員自らの交通安全に対する意識高揚</li> </ul>

件 名	時間外勤務に係る不適切な事務処理と虚偽報告
対象機関	川根高等学校
内 容	平成 26 年度から 27 年度にかけて、時間外勤務実績が労働基準法第 36 条に基づく協定による時間外勤務の限度時間を超えることがないよう過少に手続し、その虚偽の実績のまま支払手続を行った。さらに過少に手続された時間外勤務の時間数と齟齬が生じないように、虚偽の戸締り日誌を作成するとともに、静岡県人事委員会の現地調査において、過少な実績として指摘されないよう不適切な陳述等を行った。
措置状況 (概 要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務の事前申請、事前命令の徹底</li> <li>・労働基準法第 36 条に基づく協定による時間外勤務の限度時間の遵守を指示</li> <li>・計画的な業務遂行の意識付け</li> <li>・所属長が毎日戸締り日誌を確認し、時間外勤務の過少申請等の再発防止</li> </ul>

(件名)

## 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲に伴う 関係教育委員会規則の改正

(教育総務課・義務教育課)

### 1 概 要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行により、平成 29 年 4 月 1 日から指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等が指定都市に移譲されることに伴い、本県教育委員会規則について修正の必要が生じたため、静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、以下のとおり教育長専決により改正した。

よって、同規則第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき報告する。

### 2 改正をした規則及び改正内容

#### (1) 静岡縣市町立学校職員の退職手当に関する規則

指定都市の教職員に係る退職手当に関する様式の提出先を、指定都市の教育委員会とするための規定等を削除した。

#### (2) 静岡縣市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則

指定都市の教職員に係る退職手当の支給制限等に関する処分庁を読み替えるための規定を削除した。

#### (3) 静岡県へき地手当支給規則

へき地手当の支給対象から、指定都市に所在する小学校、中学校及び共同調理場を削除した。

#### (4) 静岡縣市町立学校教職員の人事評価に関する規則

「県費負担教職員」の定義から指定都市の教職員が除外されることに伴い、本規則で規定していた指定都市の除外規定を削除した。

#### (5) 県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則

「県費負担教職員」の定義から指定都市の教職員が除外されることに伴い、本規則で規定していた指定都市の除外規定を削除した。

### 3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の請求者にあつては、退職当時の所属学校の校長を経て指定都市の教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、地方教育委員会を経て請求者に通知するものとする。<u>ただし、指定都市にあつては、指定都市の教育委員会が、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、請求者に通知するものとする。</u></p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 県教育委員会（指定都市にあつては、</p>	<p>(退職手当の請求)</p> <p>第5条 職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第9条の規定による退職手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、退職手当請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、退職当時の所属学校の校長及び市町の教育委員会（以下「地方教育委員会」という。）を経て、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 県教育委員会は、退職手当を支給する場合においては、退職手当計算書（別記第3号様式）により支給額を決定し、退職手当決定通知書（別記第4号様式）により、地方教育委員会を経て請求者に通知するものとする。</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第7条 県教育委員会は、退職した者が職員退</p>

指定都市の教育委員会。以下同じ。)は、退職した者が職員退職手当条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している場合において、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)において求職活動をする旨の申出をしたときは、失業者の退職手当受給資格証(別記第5号様式。以下「受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

2～4 (略)

職手当条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格を有している場合において、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)において求職活動をする旨の申出をしたときは、失業者の退職手当受給資格証(別記第5号様式。以下「受給資格証」という。)をその者に交付しなければならない。

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第4号様式から別記第17号の3様式までの規定中「(指定都市教育委員会)」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に退職した職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

#### 静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（平成22年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号までの規定中「（指定都市教育委員会）」、「（指定都市にあつては、当該指定都市の長）」、「（指定都市にあつては、当該指定都市）」及び「（指定都市にあつては、当該指定都市教育委員会）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に退職した職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

	所 在 地	学校・共同調理場名	級別区分
小学校	熱海市初島219	初島小学校	2級
	沼津市戸田883	戸田小学校	1級
	賀茂郡南伊豆町上賀茂80	南中小学校	
	賀茂郡南伊豆町下小野640	南上小学校	
	賀茂郡西伊豆町宇久須836の2	賀茂小学校	
中学校	熱海市初島219	初島中学校	2級
	沼津市戸田875	戸田中学校	1級
	賀茂郡南伊豆町上賀茂744の1	南伊豆中学校	
	賀茂郡西伊豆町宇久須862の6	賀茂中学校	
	榛原郡川根本町田代530	本川根中学校	
共同調理場	沼津市戸田875	沼津市立戸田中学校共同調理場	1級
	賀茂郡西伊豆町宇久須836の2	西伊豆町立賀茂給食センター	

別表第2

	所 在 地	学校・共同調理場名
小学校	下田市大賀茂1429	大賀茂小学校
	賀茂郡西伊豆町田子1320	田子小学校
	島田市伊久美3690の1	伊久美小学校
	榛原郡川根本町上長尾1000	中央小学校
	榛原郡川根本町千頭1236の6	本川根小学校
中学校	富士宮市猪之頭999	井之頭中学校
	榛原郡川根本町上長尾744	中川根中学校
共同調理場	賀茂郡西伊豆町田子1320	西伊豆町立田子給食センター

別表第3

	所 在 地	学校・共同調理場名
小 学 校	富士宮市粟倉1828 富士宮市人穴362 富士宮市猪之頭168 賀茂郡西伊豆町仁科184 榛原郡川根本町徳山100 榛原郡川根本町下長尾281 周智郡森町三倉740	富士根北小学校粟倉分校 人穴小学校 井之頭小学校 仁科小学校 中川根第一小学校 中川根南部小学校 三倉小学校
中 学 校	賀茂郡西伊豆町中753の1	西伊豆中学校
共同調理場	榛原郡川根本町青部字沢間原18	川根本町学校給食共同調理場

## 附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。



静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会（<u>指定都市を除く。以下同じ。</u>）が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第44条の規定に基づき、市町教育委員会が行う市町立学校（組合立を含む。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事行政に資するとともに、教職員の資質能力及び意欲の向上を図り、もって教職員の育成及び能力開発並びに学校組織の活性化に資することを目的とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則（平成14年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。</u>）町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤講師を除く。）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤講師を除く。）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(件名)

## 「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」カレンダー

(社会教育課)

### 1 目的

- (1) 子供たちのネットいじめや、ネット依存状態などの問題を防止する。
- (2) 具体的な宣言を親子で話し合っただけで考え、ルールやマナーを守って利用できているか状況確認ができるようにする。
- (3) 子供たちを有害な情報から守るため、スマートフォン及び携帯電話等のフィルタリング利用率の向上を図る。

### 2 配布先等

#### (1) 対象

県内の新小学校6年生及び新中学校3年生の全家庭(8万5千部)

#### (2) 時期

児童・生徒を通じて春休み前に各家庭に配布するか、4月の参観日・懇談会等の場で保護者に直接配布する。

### 3 特徴

- (1) ルールごとに「親子で話し合うポイント」を明記し、親子で決めた約束を記入する欄を設けた。
- (2) トラブル事例がイメージでき、印象に残るようにイラストを添えた。
- (3) 目に付くところに貼っておき、使い方の振り返りができるようにカレンダーとした。
- (4) 保護者に「見守り続ける意識」を持ってもらうため、静岡県PTA連絡協議会と連携して標語コンクールの作品を掲載した。
- (5) もしもに備えて、トラブル発生時の相談先を掲載した。
- (6) 静岡デザイン専門学校の学生がデザインし、静岡県ネット安全・安心協議会が監修した。

### 4 その他

- (1) 「ケータイ・スマホルール」アドバイザーが、当カレンダーを教材にしてPTA総会や保護者会などの場で保護者に説明し、ルールづくりを啓発する。
- (2) 県教育委員会のホームページからもPDFファイルをダウンロードできる。